

株式会社長谷エコーポレーション  
開発推進部門 開発推進4部  
チーフスタッフ 門間様

西調布住宅建設事業の「工事協定書(案)」に関する提案

2009年(平成21年)8月18日  
調布市二本松自治会長 荒井 清勝

1. 変更対象条文

- (1) 契約者: 甲
- (2) 第10条 (テレビ電波受信障害対策)

2. 変更案

2. 1 契約者

テレビ電波障害の項を明確に規定すると、各戸の負担を規定する必要があり、契約者甲を、下記としたい。

[変更案]

甲: 二本松自治会及び自治会員

2. 2 テレビ電波障害

下記の通り2項に分ける。趣旨は、完成後の保証と負担を明確にすることに有ります。

[変更案]

1. 乙は、本件計画により完成する建物(以下「本件建物」という)により起因する甲へのテレビ電波受信障害については、専門業者による事前調査を実施し、甲の受ける電波障害についてあらかじめ予測させるものとする。

2. 甲において電波障害が発生し、本件建物に起因することが明らかな場合は、乙の負担にて、工事期間中も含め従来と同様な視聴を維持するための措置を講じるものとする。

尚、当該措置としての本件建物屋上にアンテナを設置した場合の本施設の維持管理については、本施設の親アンテナから各戸軒先までは乙、保安器以後のその他の設備は甲の負担とする。また、その他の対策を講じた場合の維持管理については、甲乙間にて別途協議するものとする。

以上